

## 佐賀県「核燃料税」の更新

佐賀県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

更新後の佐賀県核燃料税の概要は以下のとおりです。

課税団体	佐賀県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力 ③核燃料物質重量割：発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済核燃料の原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：59,000円/千kW/課税期間3か月 （廃止措置計画の認可日の翌月以降29,500円/千kW/課税期間3か月） ③核燃料物質重量割：750円/kg/年
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）4,204百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	5年間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

- ・ 令和5年10月4日 佐賀県議会にて条例案可決
- ・ 令和5年10月17日 総務大臣協議
- ・ 令和5年11月17日 総務大臣同意
- ・ 令和6年4月1日 条例施行（予定）

## 連絡先

自治税務局企画課

担当：中谷企画官、菊地係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku\_atmark\_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示  
しております。送信の際には「@」に変更してください。